

告 示

埼玉県告示第四十三号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和二年一月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一八―四十五―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県東松山市神明町二丁目千六百二十七番一 他九筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二千八百五十二・一一立方メートル